

## 4 実行委員会（第1回～第4回）資料

### (1) 第1回実行委員会

# 第1回 横浜新市庁舎の活用を 考えるシンポジウム実行委員会

日 程：平成27年8月18日(火)

場 所：（個別承認による開催）

## 次 第

- 1 実行委員会設立について
- 2 事業計画(案)について
- 3 収支計画(案)について

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会規約

### (名称)

**第 1 条** 本会は、横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

### (目的)

**第 2 条** 実行委員会は、横浜新市庁舎の活用をテーマとしたシンポジウム、ワークショップ等（以下「シンポジウム等」という）を主催し、横浜新市庁舎の主に低層部の利活用や周囲の街との連携等を市民と議論することにより、新市庁舎建設への市民の関心を高めるとともに、具体的な設計・建設に市民の意見を反映させることを目的とする。

### (事業)

**第 3 条** 実行委員会は、前条の目的を達成するために、シンポジウム等の企画、準備、広報、開催及び運営を行う。

### (組織)

**第 4 条** 実行委員会は、別表に掲げる構成団体から選出された委員をもって構成する。

- 2 実行委員会に会長、副会長、監査役、事務局長を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 4 副会長、監査役及び事務局長は、会長が指名する。

### (会長)

**第 5 条** 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

### (副会長)

**第 6 条** 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (監査役)

**第 7 条** 監査役は、実行委員会の会計を監査する。

### (事務局長)

**第 8 条** 事務局長は、実行委員会の事務局を統括し、庶務、会計、広報、会議運営等を行う。

- 2 事務局は、NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ内に置く。

### (会議)

**第 9 条** 実行委員会の会議はシンポジウム等開催内容の決定と、予算・決算の承認等を行う。

- 2 会議は必要に応じて会長が招集する。
- 3 会議は委員の過半数の出席により成立する。

4 会議開催の暇がないと会長が判断した場合は、各実行委員に議案について個別に承認を得る方法により、会議開催に代えることができる。

**(会計)**

**第 10 条** 実行委員会の経費は、補助金、協賛金、会議参加費、その他収入をもってあてる。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

**(解散)**

**第 11 条** 実行委員会の活動期間は、第 2 条の目的を達成するまでとし、実行委員会の承認をもって解散する。

**(残余財産の帰属)**

**第 12 条** 実行委員会が解散したときの残余財産は、実行委員会の承認を得て処分する。

**(雑則)**

**第 13 条** この規約に定めのない事項に関しては、会長が定め、必要に応じて実行委員会の承認を得るものとする。

**付則**

この規約は、平成 27 年 8 月 日 から施行する。

**別表**

構成団体（五十音順）
関内まちづくり振興会
馬車道商店街協同組合
水辺荘
横浜市
横浜商工会議所都市政策委員会
横濱まちづくり倶楽部

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会 会計規程（案）

## （趣旨）

第 1 条 この規程は、横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会（以下「実行委員会」という。）規約第 10 条第 2 項の規定に基づき、実行委員会の会計処理に関し、必要な事項を定める。

## （出納口座）

第 2 条 出納口座については、実行委員会が開設することとし、口座名義を「横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会」とする。

## （予算の執行）

第 3 条 予算の執行については、事前に事務局長の確認を受けるものとする。

2 予算の執行にあたり決裁をあらかじめ受けるいとまがない場合においては、前項の規定にかかわらず、速やかに事後確認を受けるものとする。

## （支払の手続き）

第 4 条 支払は、実行委員会の債務が確定し、支払義務が発生した後に正当債権者のために行うものとする。

2 支払後は、領収書又は金融機関への振込書を保存するものとする。

## （物品及び債権の管理）

第 5 条 物品及び債権は、その目的に従い適切に管理しなければならない。

## （物品の処分）

第 6 条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合又は使用目的が終了した場合は実行委員会において不用の決定をし、廃棄、売払、譲渡のいずれかの方法により処分することができる。

## （帳簿）

第 7 条 事務局長は、次に掲げる帳簿を備え整理しておかなければならない。

- （1）現金出納簿
- （2）銀行預金出納簿（銀行預金通帳でもって代えることができる）
- （3）その他必要と認められる帳簿

## （決算）

第 8 条 決算は、事業終了後速やかに作成する。

2 前項の決算は、監査役の監査及び意見を付し実行委員会の承認を得るものとする。

(証拠書類の保存期間)

第9条 この規程に定める帳簿その他の書類の保存期間は、実行委員会解散後、5年間とする。

2 保存場所は実行委員会事務局とし、実行委員会事務局閉鎖後は、NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボがこれを引き継ぐ。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、事務局長がこれを定める。

附則

この規程は平成27年8月〇日から施行する。

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会 名簿

役職	氏名	所属団体
会長	金子 修司	横浜商工会議所 都市政策委員会
副会長	秋山 修一	関内まちづくり振興会
監査役	中川 理夫	横浜市総務局
事務局長	五十嵐 洋志	関内まちづくり振興会
	六川 勝仁	馬車道商店街協同組合
	近澤 弘明	横濱まちづくり倶楽部
		水辺荘

## シンポジウムタイトル：

新市庁舎の活用を考えるシンポジウム～横浜新市庁舎は街を活性化できるか？～

## 趣旨：

新市庁舎は、2020年のオープンをめざし事業者募集が始まりました。いよいよ本格的に事業がスタートします。新しい市庁舎は、横浜らしい水辺に面した場所に建てられ、国内外のお客様がいらっしやるハレの舞台や、横浜のチャレンジ性をお見せできる場ともなります。そして、この低層部は、私たち横浜市民が活動し、交流し、賑わいを生む空間としても期待されています。

北仲通り地区は、みなとみらい21地区と関内・関外地区の結節点に位置します。この場所に建設される新市庁舎には、馬車道駅から街の玄関となり、「祝祭性・おもてなし」の場ともなる「屋根付き広場(アトリウム)」を設け、大岡川沿いには水辺の憩い空間を整備し、低層部には、これらの空間との関係性を考えながら、商業や市民利用施設などを配置するとされています。

私たちは、新しい市庁舎の低層部は、横浜でしかできない先進的な開かれ方をすべきで、そのためには、ここに関心を持つ市民や様々な活動団体などが、アイデアを出し合いながら、「街に開かれた空間」の効果的な活用やマネジメントについて、横浜市とともに議論していくべきと考えます。

今回企画するシンポジウムを、横浜のシンボルとしての新しい市庁舎の活用を、官民が手を携えて考えていく場づくりの第一歩としたいと考えています。

【日時】平成27年8月28日(金) 18:30～21:00

【場所】開港記念会館 講堂

【主催】新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会

(構成団体) 横浜商工会議所都市政策委員会、関内まちづくり振興会、馬車道商店街協同組合、  
横濱街づくり倶楽部、水辺荘、横浜市

【参加費】無料

【タイムテーブル】

18:30-18:40 趣旨説明

18:40-19:00 新市庁舎の現状と今後の進め方(横浜市新市庁舎整備担当/都市デザイン室)

19:00-19:40 ゲストによる公共空間、水辺空間の賑いづくりの事例紹介

・富山グランドプラザ …山下裕子氏(NPO法人GPネットワーク理事)

・水都大阪 …泉英明氏(都市プランナー)

19:40-19:50 休憩

19:50-20:50 パネルディスカッション

山下裕子氏、泉英明氏、

本多初穂氏(馬車道商店街)、宮島真希子氏(NPO法人横浜コミュニティデザイン・ラボ)

モデレーター：国吉直行氏(横浜市立大学)

20:50-21:00 クロージング

※第1回シンポジウムの結果を踏まえて第2回を開催する。



## 新市庁舎の活用を考えるシンポジウム 収支計画(案)

## 【予算】

## 収入

項目	予算額	単価	数量	単位	備考
実行委員会構成員協賛金	400,000		1	式	
横浜商工会議所都市政策委員会	100,000		1	式	
横浜市	300,000		1	式	
計	400,000				

## 支出

項目	予算額	単価	数量	単位	備考
会場・施設使用料	100,000		1	式	
ゲスト等謝金・交通費	200,000		1	式	
印刷費	50,000		1	式	
その他事務局経費	50,000		1	式	
計	400,000				

## 4 実行委員会（第1回～第4回）資料

### (2) 第2回実行委員会

# 第2回 横浜新市庁舎の活用を 考えるシンポジウム実行委員会

日 程：平成27年9月14日(月)

場 所：（個別承認による開催）

## 次 第

- 1 実行委員会構成団体の追加について
- 2 事業計画(案)について

1 実行委員会構成団体の追加

追加加入の意思表示があった次の団体を実行委員会の構成団体として追加する。

- ・ HamaBridge 濱橋会
- ・ 市民セクターよこはま

2 規約等の変更

実行委員会の規約別表を変更する。(資料 1-1)

また、実行委員会名簿を変更する。(資料 1-2)

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会規約

### (名称)

**第 1 条** 本会は、横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

### (目的)

**第 2 条** 実行委員会は、横浜新市庁舎の活用をテーマとしたシンポジウム、ワークショップ等（以下「シンポジウム等」という）を主催し、横浜新市庁舎の主に低層部の利活用や周囲の街との連携等を市民と議論することにより、新市庁舎建設への市民の関心を高めるとともに、具体的な設計・建設に市民の意見を反映させることを目的とする。

### (事業)

**第 3 条** 実行委員会は、前条の目的を達成するために、シンポジウム等の企画、準備、広報、開催及び運営を行う。

### (組織)

**第 4 条** 実行委員会は、別表に掲げる構成団体から選出された委員をもって構成する。

- 2 実行委員会に会長、監査役、事務局長を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 4 監査役及び事務局長は、会長が指名する。

### (会長)

**第 5 条** 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

### (監査役)

**第 6 条** 監査役は、実行委員会の会計を監査する。

### (事務局長)

**第 7 条** 事務局長は、実行委員会の事務局を統括し、庶務、会計、広報、会議運営等を行う。

- 2 事務局は、NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ内に置く。

### (会議)

**第 8 条** 実行委員会の会議はシンポジウム等開催内容の決定と、予算・決算の承認等を行う。

- 2 会議は必要に応じて会長が招集する。
- 3 会議は委員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議開催の暇がないと会長が判断した場合は、各実行委員に議案について個別に承認を得る方法により、会議開催に代えることができる。

(会計)

第9条 実行委員会の経費は、補助金、協賛金、会議参加費、その他収入をもってあてる。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第10条 実行委員会の活動期間は、第2条の目的を達成するまでとし、実行委員会の承認をもって解散する。

(残余財産の帰属)

第11条 実行委員会が解散したときの残余財産は、実行委員会の承認を得て処分する。

(雑則)

第13条 この規約に定めのない事項に関しては、会長が定め、必要に応じて実行委員会の承認を得るものとする。

付則

この規約は、平成27年8月18日から施行する。

この規約は、平成27年9月 日から施行する。

別表

構成団体 (五十音順)
関内まちづくり振興会
<u>市民セクターよこはま</u>
野毛地区街づくり会
馬車道商店街協同組合
<u>Hama Bridge 濱橋会</u>
水辺荘
横浜市
よこはま市民メセナ協会
横浜商工会議所都市政策委員会
横濱まちづくり倶楽部

※下線部：今回変更(追加)する部分

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会 名簿

役職	氏名	所属団体
会長	金子 修司	横浜商工会議所 都市政策委員会
監査役	中川 理夫	横浜市
事務局長	五十嵐 洋志	関内まちづくり振興会
	秋山 修一	関内まちづくり振興会
	<u>吉原 明香</u>	<u>市民セクターよこはま</u>
	平出 揚治	野毛地区街づくり会
	六川 勝仁	馬車道商店街協同組合
	<u>荒井 浩</u>	<u>Hama Bridge 濱橋会</u>
	山崎 博史	水辺荘
	西田 由紀子	よこはま市民メセナ協会
	近澤 弘明	横濱まちづくり倶楽部

※下線部：今回変更(追加)する部分

## 1 第2回シンポジウム

第2回シンポジウムを次のとおり開催する。

- (1) 日時  
平成27年9月27日（日） 18:30～21:00
- (2) 会場  
横浜市開港記念会館 講堂
- (3) 行事名称  
新市庁舎の活用を考えるシンポジウム（第2回）
- (4) 参加費等  
無料、事前申し込み不要
- (5) 主催  
主催：横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会
- (6) シンポジウム概要  

資料 2
------

## 2 広報計画

第2回シンポジウムの広報については、第1回時と同様、実行委員会委員、事務局及び横浜市が持つチャンネルを使った情報発信を行う。

## 3 ワークショップの開催

2回のシンポジウムを踏まえ、新市庁舎の活用についての市民間の議論を深めるための双方向的な意見交換の場(ワークショップ)を、第1回実行委員会で承認された予算(収入)の範囲内で開催する。日時、会場、内容等の詳細については、別途実行委員会にて定めることとする。



シンポジウムタイトル：

新市庁舎の活用を考えるシンポジウム(第2回)

趣旨：

- ・新しい公共空間となる新市庁舎の低層部の効果的な活用やマネジメントについての方向性や可能性について、第1回シンポジウムを踏まえて、より具体的な議論を展開する。
- ・参加者から、新市庁舎の低層部の活用アイデアを広く集める。
- ・シンポジウム参加者などを中心に、更に具体的な議論を展開する場づくり(会議体)の設立につなげる。

【日 時】平成27年9月27日(日) 18:30~21:00

【場 所】横浜市開港記念会館 講堂

【主 催】新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会

【参加費】無料

【タイムテーブル】

18:30-18:40 趣旨説明

18:40-19:40 ショートプレゼンテーション

- ・水辺荘
- ・HamaBridge 濱橋会
- ・あっちこっち
- ・市民セクターよこはま
- ・横濱まちづくり倶楽部
- ・野毛地区街づくり会

19:40-20:00 休憩 + 質問・意見の書き込み

20:00-20:50 ディスカッション

- ・大西晴之氏(横浜商工会議所)
  - ・西田由紀子氏(よこはま市民メセナ協会)
  - ・国吉直行氏(横浜市立大学)
- モデレーター：片岡公一氏(山手総合計画研究所)

20:50-21:00 クロージング

## 4 実行委員会（第1回～第4回）資料

### (3) 第3回実行委員会

# 第3回 横浜新市庁舎の活用を 考えるシンポジウム実行委員会

日 程：平成27年11月27日(金)

場 所：（個別承認による開催）

## 次 第

### 1 事業計画(案)について

# 議案 1 事業計画（案）について

## 1 ワークショップ

過去2回のシンポジウムを踏まえたワークショップを次のとおり開催する。

(1) 日時

【第1回】平成27年12月15日(火) 14:00～16:30

【第2回】平成27年12月16日(水) 19:00～21:30

(2) 会場

【第1回】横浜市市民活動支援センター ワークショップ広場

【第2回】ヨコハマ創造都市センター 3階イベントスペース

(3) 行事名称

横浜新市庁舎・低層棟パブリックスペース アイデアワークショップ（仮題）

(4) 参加費等

参加費無料／実行委員会フェイスブック等による受付／定員60名(先着順)

(5) 主催

主催：横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会

(6) 概要

資料1

## 2 広報計画

ワークショップの広報については、過去2回と同様、実行委員会委員、事務局及び横浜市が持つチャンネルを使った情報発信を行う。

ワークショップタイトル：

横浜新市庁舎・低層棟パブリックスペース アイデアワークショップ（仮題）

趣旨：

- ・新しい公共空間となる新市庁舎の低層部の活用やマネージメントについて考え、話しあうことで、新市庁舎整備に関する関心や期待感を醸成する。
- ・過去2回のシンポジウムを踏まえつつ、シンポジウムとは異なる手法（アイデアワークショップ）により、新市庁舎の低層部の活用アイデアを広く集める。
- ・様々な階層の市民に参画してもらうため、時間帯を変えて、2回実施する。

【日 時】（第1回）平成27年12月15日（火） 14：00～16：30

（第2回）平成27年12月16日（水） 19：00～21：30

【場 所】（第1回）横浜市市民活動支援センター ワorkshop広場

（第2回）ヨコハマ創造都市センター 3階イベントスペース

【主 催】新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会

【参加費】無料

【受付方法／定員】実行委員会フェイスブック等による受付／各回定員60名（先着順）

【内 容】

- ・ワークショップの趣旨／これまでの経緯について説明
- ・本日のゴールと進行について説明
- ・全員ブレインストーミング
- ・自分のアイデアを書き出そう！ ～アイデアスケッチ作成～
- ・全員のアイデアを共有しよう！ ～アイデア共有と選択～
- ・上位アイデア発表
- ・アイデア別チームビルディング&発展ブレインストーミング
- ・6つのアイデア発表

## 4 実行委員会（第1回～第4回）資料

### (4) 第4回実行委員会

# 第4回 横浜新市庁舎の活用を 考えるシンポジウム実行委員会

日 程：平成28年3月16日(水)

場 所：さくら WORKS 〈関内〉

## 次 第

- 1 収支決算について
- 2 実行員会の解散について

本実行委員会の収支決算（資料 1）について承認する。

なお、本収支決算の内容については、平成 28 年 2 月 29 日に監査役による監査を行った。

《監査役意見》

現金出納簿、銀行預金通帳、領収書等による照合を行った結果、会計処理が適正に行われていることを確認した。



横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会規約第 2 条に掲げる目的を達成したため、実行委員会を解散する。

なお、残余財産 3,361 円については、協賛金の拠出割合に応じ、横浜市に 2,521 円、横浜商工会議所都市政策委員会に 840 円を返戻することにより処分する。

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会 収支決算書

【決算】

収入

項目	予算額	決算額	差引	備考
実行委員会構成員協賛金	400,000	400,017	17	
横浜商工会議所都市政策委員会	100,000	100,000	0	
横浜市	300,000	300,000	0	
利息	0	17	17	
計	400,000	400,017	17	

支出

項目	予算額	決算額	差引	備考
会場・施設使用料	100,000	124,422	-24,422	
ゲスト等謝金・交通費	200,000	116,000	84,000	
印刷費	50,000	5,050	44,950	
その他事務局経費	50,000	151,184	-101,184	
計	400,000	396,656	3,344	

決算

収入決算額	支出決算額	差引
400,017	396,656	3,361

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会規約

### (名称)

**第1条** 本会は、横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

### (目的)

**第2条** 実行委員会は、横浜新市庁舎の活用をテーマとしたシンポジウム、ワークショップ等（以下「シンポジウム等」という）を主催し、横浜新市庁舎の主に低層部の利活用や周囲の街との連携等を市民と議論することにより、新市庁舎建設への市民の関心を高めるとともに、具体的な設計・建設に市民の意見を反映させることを目的とする。

### (事業)

**第3条** 実行委員会は、前条の目的を達成するために、シンポジウム等の企画、準備、広報、開催及び運営を行う。

### (組織)

**第4条** 実行委員会は、別表に掲げる構成団体から選出された委員をもって構成する。

- 2 実行委員会に会長、監査役、事務局長を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 4 監査役及び事務局長は、会長が指名する。

### (会長)

**第5条** 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

### (監査役)

**第6条** 監査役は、実行委員会の会計を監査する。

### (事務局長)

**第7条** 事務局長は、実行委員会の事務局を統括し、庶務、会計、広報、会議運営等を行う。

- 2 事務局は、NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボ内に置く。

### (会議)

**第8条** 実行委員会の会議はシンポジウム等開催内容の決定と、予算・決算の承認等を行う。

- 2 会議は必要に応じて会長が招集する。
- 3 会議は委員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議開催の暇がないと会長が判断した場合は、各実行委員に議案について個別に承認を得る方法により、会議開催に代えることができる。

(会計)

第9条 実行委員会の経費は、補助金、協賛金、会議参加費、その他収入をもってあてる。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第10条 実行委員会の活動期間は、第2条の目的を達成するまでとし、実行委員会の承認をもって解散する。

(残余財産の帰属)

第11条 実行委員会が解散したときの残余財産は、実行委員会の承認を得て処分する。

(雑則)

第13条 この規約に定めのない事項に関しては、会長が定め、必要に応じて実行委員会の承認を得るものとする。

付則

この規約は、平成27年8月18日から施行する。

この規約は、平成27年9月14日から施行する。

別表

構成団体 (五十音順)
関内まちづくり振興会
市民セクターよこはま
野毛地区街づくり会
馬車道商店街協同組合
Hama Bridge 濱橋会
水辺荘
横浜市
よこはま市民メセナ協会
横浜商工会議所都市政策委員会
横濱まちづくり倶楽部

横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会 名簿

役職	氏名	帰属団体
会長	金子 修司	横浜商工会議所 都市政策委員会
監査役	中川 理夫	横浜市
事務局長	五十嵐 洋志	関内まちづくり振興会
	秋山 修一	関内まちづくり振興会
	吉原 明香	市民セクターよこはま
	平出 揚治	野毛地区街づくり会
	六川 勝仁	馬車道商店街協同組合
	荒井 浩	Hama Bridge 濱橋会
	山崎 博史	水辺荘
	西田 由紀子	よこはま市民メセナ協会
	近澤 弘明	横濱まちづくり倶楽部

## 横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会 会計規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会（以下「実行委員会」という。）規約第9条第2項の規定に基づき、実行委員会の会計処理に関し、必要な事項を定める。

### (出納口座)

第2条 出納口座については、実行委員会が開設することとし、口座名義を「横浜新市庁舎の活用を考えるシンポジウム実行委員会」とする。

### (予算の執行)

第3条 予算の執行については、事前に事務局長の確認を受けるものとする。

2 予算の執行にあたり決裁をあらかじめ受けるいとまがない場合においては、前項の規定にかかわらず、速やかに事後確認を受けるものとする。

### (支払の手続き)

第4条 支払は、実行委員会の債務が確定し、支払義務が発生した後に正当債権者のために行うものとする。

2 支払後は、領収書又は金融機関への振込書を保存するものとする。

### (物品及び債権の管理)

第5条 物品及び債権は、その目的に従い適切に管理しなければならない。

### (物品の処分)

第6条 物品は、その本来の用途に供することができないと認められる場合又は使用目的が終了した場合は実行委員会において不用の決定をし、廃棄、売払、譲渡のいずれかの方法により処分することができる。

### (帳簿)

第7条 事務局長は、次に掲げる帳簿を備え整理しておかなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 銀行預金出納簿（銀行預金通帳でもって代えることができる）
- (3) その他必要と認められる帳簿

### (決算)

第8条 決算は、事業終了後速やかに作成する。

2 前項の決算は、監査役の監査及び意見を付し実行委員会の承認を得るものとする。

(証拠書類の保存期間)

第9条 この規程に定める帳簿その他の書類の保存期間は、実行委員会解散後、5年間とする。

2 保存場所は実行委員会事務局とし、実行委員会事務局閉鎖後は、NPO 法人横浜コミュニティデザイン・ラボがこれを引き継ぐ。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、事務局長がこれを定める。

附則

この規程は平成27年8月18日から施行する。